

年末たすけあい運動「見舞金」配分要綱

「共同募金」のひとつに「年末たすけあい運動」があります。戦後、貧困世帯に対して寄付金や品物を配付したことをきっかけに始まった運動です。

中原区社会福祉協議会では寄せられた募金を基に、福祉ニーズを持つ世帯へ「見舞金」として配付します。申請をご希望の方(世帯単位)は、この配分要綱をお読みいただき、所定の申請書に証明書類を添付のうえ、期間内に申請してください。



対象者世帯

令和7年10月1日現在、中原区に居住地があり、下記の表の対象者がいる世帯

対象者ご本人が住民税非課税である場合のみ、申請できます

(非課税証明書のご提出を求める場合がございます)

(同じ世帯に対象者が複数いる場合も、見舞金のお渡しは1件です)

※ ただし、次の①または②にあてはまる場合は **対象外** となります。

①10月1日現在、生活保護を受給されている世帯

②対象者ご本人が、施設入所(グループホーム、有料老人ホーム、老人保健施設等)や短期入所及び長期入院中などにより自宅に不在の世帯

	対象者(下記の方がいる世帯が対象です)	証明書類(手帳等)名称
1	在宅で療育手帳Aの方	療育手帳
2	在宅で身体障害者手帳1、2級の方	身体障害者手帳
3	児童を監護するひとり親	福祉医療証 または児童扶養手当証書
4	災害遺児等福祉手当受給者	川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書
5	在宅で要介護4、5と認定された高齢者の方	介護保険被保険者証
6	在宅で精神障害者保健福祉手帳1、2級の方	精神障害者保健福祉手帳

申請期間

令和7年10月1日(水)～10月31日(金) 消印有効 (厳守)

※ 申請期間終了後は申請受理できません。日曜日と祝日は休館となります。

申請書配付場所(9月26日より配付予定)

① 中原区役所・地域みまもり支援センター (地域ケア推進課、高齢・障害課など)	⑤ 高齢者関係施設 (地域包括支援センター・老人福祉センターなど)
② 知的障害者関係施設 (川崎市中央療育センター、通所授産施設など)	⑥ 精神障害者関係施設 (地域生活支援センターなど)
② 身体障害者関係施設 (川崎市中部身体障害者福祉会館など)	⑦ 中原区社会福祉協議会(福祉パルなかはら) ※ホームページからダウンロードもできます
④ 母子福祉関係施設 (母子福祉センターサンライヴ、保育園など)	★担当地域の民生委員児童委員からも入手できます。 ★前年度見舞金配付世帯へは9月20日頃郵送予定です。

申請書類・方法

下記①②を中原区社会福祉協議会へ来所または郵送によりご提出ください。

①所定の申請書

②対象者世帯であることを証明できる証明書類(手帳など)のコピー1部

見舞金額

年末たすけあい運動委員会にて、募金額と申請数により決定(昨年度は5千円)。

見舞金配付期間

令和7年12月中旬から、令和8年1月18日(日)までの間に、原則として民生委員児童委員の協力により戸別配付します。

※令和8年1月18日を配付期限とし、受領されない場合は辞退として取扱います。

個人情報の取扱い

申請者の個人情報は当事業のみに使用し、適正に取扱います。

申請先および問合せ先

川崎市中原区社会福祉協議会(地域課)

〒211-0067 川崎市中原区今井上町 1-34 和田ビル 1 階

電話 722-5500 FAX 711-1260 月～土 8:30～17:00 日・祝日は休館